

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意のうち、多岐にわたり違憲をいう点は、記録上これを認めるべき資料を欠く捜査及び審判手続の違法不当を前提とするもの、原決定のいかなる判断がいかなる理由により違憲となるかの具体的明示を欠くもの、あるいは、実質において単なる法令違反の主張に帰するものであつて、すべて、適法な違憲の主張といえず、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、少年法三五条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年九月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	寺	田	治	郎
裁判官	環		昌	一
裁判官	横	井	大	三
裁判官	伊	藤	正	己